

# 正しい納税で明るいくらしを!!

申告期限は3月15日です



……期限内に申告して諸控除の

特典を受けましょう……

## 申告の手引き

県・市民税の申告

今年も市民税・県民税、事業税、所得税の申告の時期になりました。

期限内に申告された方は、税金を計算するうえで諸控除の特典があり、申告しない人にくらべて税金が安くてすむわけです。適正で公平な課税が行われるために、正しい申告をされるようご協力ください。

## 市民税の申告

### ★申告の方法

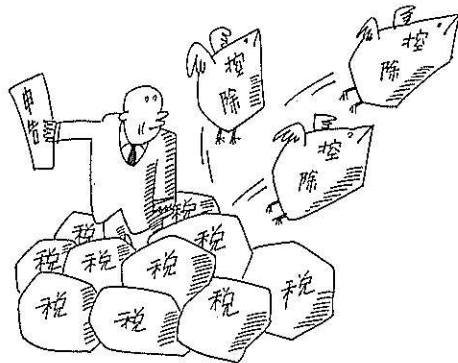
・市民税と県民税とは一つの用紙に記載して市長あてに三月十五日までに提出していただくことになっております。

・申告用紙は二月中旬から三月上旬にかけて、下の(1)~(6)の方以外の方で、申告が必要と思われる方にお送りしますが、用紙の届かない方は市税務課に直接請求してください。

・申告の記載要領は申告書の裏面に印刷してあります。

### ★申告を必要としな

- い方
- (1) 四十二年中に所得のなかった方
- (2) 四十三年一月一日現在に生活扶助を受けている方
- (3) 四十二年分の所得について



て税務署に確定申告書を提出した方

- (4) 給与所得者で給与以外の収入がない方(但し、給与の支払者がその支払金額の報告書を提出しない時は、各人からの申告が必要です。)
- (5) 四十二年中の各種の所得の所得金額の合計額が「基礎控除額、

配偶者控除額、扶養控除額、障害者・老年者・寡婦・勤労学生の特典があり、申告しない人にくらべて税金が安くてすむわけです。

⑥ 退職された方で、退職時に退職金から住民税を天引きして納税された方

### ★ご注意

- (1) 配当所得のある方で税務署に確定申告をした配当所得以外に「源泉分離課税の選択をした配当所得」のある方は、別に市民税の申告が必要です。(但し、確定申告書にその旨を記載した場合は別に申告する必要はありません)
  - (2) 給与所得者でも、別に所得が給与の方で、その支払者から支払報告がされた場合は、本人の申告はいりませんが、給与以外に営業や農業などの事業所得、地代、家賃などの不動産所得、証券・集金などの外交報酬、配当所得、講演料原稿料などの所得がある場合は、その金額をすべて申告しなければなりません。
- この場合、申告しないと、たとえ給与支払報告書が提出され、それに社会保険料、生命保険料など

の控除額が記載されていても、無申告の取り扱いを受けて、控除の対象となりませんのでご注意ください。

税の種類	申告期間	受け付け及び問い合わせ
所得税	2月10日～3月15日	高知税務署 (中島町 ② 1123)
贈与税	2月10日～3月15日	南国市役所税務課 代 ④ 2111 有351-3
市民税	2月10日～3月15日	後免県税事務所 ④ 2477
事業税	2月21日～8月15日	

毎月五日は

税の相談日

五日、十五日、二十五日の税務署の無料相談をご利用ください。